

## 太田市老人日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし老人又はねたきり老人（以下「老人等」という。）に対し、生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより日常生活における利便を高め老人福祉の増進を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力機関)

第2条 この事業は、民生委員その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

(用具の種目及び対象者)

第3条 給付等の対象となる用具は、日常生活用具種目及び対象者表（別表第1）種目欄に掲げる用具とし、対象者は、市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし及びねたきり老人で、同表の対象者欄に掲げるもの及び市長が特に必要と認める者とする。

(給付等の申請)

第4条 用具の給付等、緊急通報装置及び老人用福祉電話の貸与を希望する場合は太田市在宅高齢者生活支援事業実施要綱（平成17年3月28日太田市制定。以下「支援要綱」という。）第5条に規定する介護保険外給付サービス共通利用申請書により、市長に申請をしなければならない。

(調査依頼)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに次に掲げる様式により在宅介護支援センター等に調査を実施し、調査表を提出するよう依頼しなければならない。

- (1) 用具の給付等 支援要綱第6条に規定する介護保険外給付サービス共通調査表作成依頼書及び介護保険外給付サービス共通調査表
- (2) 緊急通報装置の貸与 支援要綱第6条に規定する介護保険外給付サービス共通調査表作成依頼書及び介護保険外給付サービス共通調査表並びに緊急通報装置個人情報入力調書（様式第1号）
- (3) 老人用福祉電話の貸与 支援要綱第6条に規定する介護保険外給付サービス共通調査表作成依頼書及び介護保険外給付サービス共通調査表

(給付又は貸与の決定)

第6条 市長は、前条の調査表の提出を受けたときは、可否を決定し、速やかに当該申請者に次に掲げる様式により通知するものとする。

- (1) 用具の給付等 日常生活用具給付等承認（不承認）通知書（様式第2号）
- (2) 緊急通報装置の貸与 太田市ひとり暮らし老人等緊急通報装置貸与承認（不承認）決定通知書（様式第3号）
- (3) 老人用福祉電話の貸与 太田市老人用福祉電話貸与承認（不承認）決定通知書（様式第4号）

（用具等の搬入）

第7条 前条の規定により給付等の決定を受けた者に対しては、用具等の搬入は、市長が指定した業者により、これを行うものとする。この場合において、市長は、次に掲げる様式により、業者に当該搬入業務を依頼するものとする。

- (1) 用具の給付等 日常生活用具給付券（様式第5号）
- (2) 緊急通報装置の貸与 緊急通報装置工事実施依頼書（様式第6号）
- (3) 老人用福祉電話の貸与 老人用福祉電話工事実施依頼書（様式第7号）

（契約の締結）

第8条 市長は、緊急通報装置又は老人用福祉電話の貸与を決定したときは、貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）との間で、次に掲げる様式により、契約を締結するものとする。

- (1) 緊急通報装置の貸与 緊急通報装置貸与契約書（様式第8号）
- (2) 老人用福祉電話の貸与 太田市老人用福祉電話貸与契約書（様式第9号）

（給付等の費用負担）

第9条 用具の給付等を受けようとする者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、日常生活用具給付等事業費用負担基準（別表第2）により、用具の給付等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 前項の規定により費用の一部又は全部を負担する者は、利用者負担額を納品業者に直接納付するものとする。

3 緊急通報装置の設置に係る費用は、市の負担とし、毎月の電話使用料及びこの装置の電池の取換えは被貸与者の負担とする。

4 老人用電話の架設に係る費用及び基本料金は市の負担とし、通話料金は被貸与者の負担とする。ただし、市長は、被貸与者が死亡等により通話料金を納入できなくなったときは、被貸与者に代わり負担することができる。

(貸与用具の管理)

第10条 被貸与者は、貸与用具を善良な管理者としての注意をもって維持管理し、当該用具の破損又は滅失等の事故が生じた場合は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

2 被貸与者は、貸与用具を譲渡、転貸、担保等に供してはならない。

(貸与用具の返還)

第11条 貸与者が次に該当するときは、貸与用具を返還しなければならない。

- (1) 死亡、転出及び老人施設等に入所したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

(台帳の整理)

第12条 市長は、給付等の状況を明確に管理するため、次に掲げる台帳を整理し保管するものとする。

- (1) 日常生活用具給付者名簿(様式第10号)
- (2) 太田市緊急通報装置設置者名簿(様式第11号)
- (3) 老人用福祉電話利用状況票(様式第12号)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市在宅高齢者生活用具支援事業実施要綱(平成12年8月1日太田市制定)、尾島町老人日常生活用具給付等事業実施要綱(平成6年尾島町要綱第10号)、新田町老人日常生活用具給付等事業実施要綱(平成5年4月1日新田町制定)又は藪塚本町老人日常生活用具給付事業実施要綱(平成元年4月1日藪塚本町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

日常生活用具種目及び対象者表

区分	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消化し得るものであること。

別表第2（第9条関係）

日常生活用具給付等事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額